

## 公益社団法人習志野市シルバー人材センター謝金に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人習志野市シルバー人材センター(以下「センター」という。)の各種委員会の委員又は講師等として業務に従事した場合に支給する、謝金について必要な事項を定めることを目的とする。

### (支給対象及び謝金)

第2条 センターの専門部会、理事・監事候補者選考委員会及び安全管理委員会の委員として会議に出席した場合 日額2,500円

2 センターの安全管理委員会の委員として就業場所の巡回指導を行った場合 日額4,000円

3 センターの講師等として業務に従事した場合 予算の範囲内で会長が定める額

### (謝金の支給日及び支払方法)

第3条 謝金の支給日及び支払方法については、センター役員報酬等及び費用に関する規程の例によるものとする。

### (改正)

第4条 この規程の改正は理事会にて行う。

### (補則)

第5条 この規程に定めのない事項については、会長が別に定める。

### 附 則

この規約は、平成24年4月1日から適用する。

### 附 則

この規程は、平成24年6月20日から施行し、平成24年4月1日から適用する。